



平成 23 年 4 月 1 日
神 戸 税 関

多度津港の開港について

神戸税関坂出税関支署丸亀出張所（以下、「丸亀出張所」と言う。）管轄の多度津港（香川県仲多度郡多度津町所在）は、4月1日付で関税法上の開港に指定されました。

多度津港は、これまでは不開港であったため、同港に入港しようとする場合には、いったん別の開港に入港して不開港出入の許可を取得する必要がありましたが、今後は、直接入港して、関税法上の入港手続き等を行うこととなります。

同港における税関手続きは、表1のとおり、一部変更になりますので、ご不明な点がございましたら税関窓口にお問い合わせください。

なお、これに伴い、丸亀出張所の勤務体制についても、表2のように変更となりましたので、併せてお知らせいたします。

表1：変更となる税関手続き

項 目	3月31日まで	4月1日以降
不開港手続 (関税法第20条)	詫間港等、 直前の開港で手続き	不要
不開港出入港手数料 (関税法第100条、税関関係手数料令第1条)		
入出港手続 (関税法第15条、15条の2、15条の3、17条)	なし	丸亀出張所で手続
とん税・特別とん税納付 (とん税法第5条、特別とん税法第5条)		

表2：丸亀出張所勤務体制

項 目	3月31日まで	4月1日以降
勤務体制	定日勤務	常駐
勤務する曜日	月・水・金	月～金
勤務時間	08：30～17：00	08：30～17：15

問合せ先

坂出税関支署統括監視官 0877-44-9211
坂出税関支署丸亀出張所 0877-23-7696